



2019年7月1日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

子ども支援定期預金の取扱開始について

社会貢献の本業支援!

「子ども支援」定期預金

株式会社 きらやか銀行(本店 山形市 頭取 栗野 学)は、2019年7月1日(月)より『「子ども支援」定期預金』の取扱いを開始いたします。当商品は預金残高に応じて、山形県内で「子ども食堂」などに取り組む支援団体に対し、山形県社会福祉協議会(山形県子どもの居場所づくりサポートセンター)を通じて寄付を行います。(お客様の負担はありません。)

本商品の取組みは「SDGs(※)」達成への貢献につながります!



※SDGs(エスディージーエス)とは...

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な世界を実現するための開発目標」(2030年までに達成すべき目標)です。

【「子ども支援」定期預金の商品概要】

- 取扱期間 2019年7月1日(月)~2020年3月31日(火)
- ご利用いただける方 本商品の取組みに賛同いただける法人(企業)のお客様
- 適用利率 店頭表示金利
- 預金種類 スーパー定期300・大口定期(原則、通帳式の自動継続型)
- 預入期間 1年
- 預入金額 300万円以上の新規お預け入れ
- 寄付 本商品について一定の預金残高に到達した都度、当行が「子ども支援」を目的とした寄付を行います。
 - <寄付の対象>山形県内で「子ども食堂」などに取り組む支援団体に対し、山形県社会福祉協議会(山形県子どもの居場所づくりサポートセンター)を通じて寄付を行います。
 - <寄付金額>寄付総額:100万円

寄付額	50万円	50万円
(預金残高到達額)	(50億円)	(100億円)

注意事項:

2013年1月1日から2037年12月31日までは復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が源泉徴収されます。2016年1月1日から法人に係る利子割(お支払いする預金利息等から徴収する地方税5%)が廃止され、2016年1月1日以降に法人のお客様へお支払いする預金利息は、国税15.315%が控除された金額となります。
 なお、税引後の金利は小数点第4位以下切り捨てにて表示しております。非課税法人の場合、非課税となります。
 満期前日の解約の場合、当行所定の中途解約利率が適用されます。
 本商品取扱期間:2019年7月1日~2020年3月31日(金融情勢等により予告なく中断・変更する場合があります)

※ 商品の詳しい内容についてはお近くのきらやか銀行窓口またはフリーダイヤル(0120-32-4415)までお気軽にお問合せ下さい。

お問合せ 本業支援戦略部(担当:布施、岩瀬) 電話番号 023-628-3860

以上